

# 牧之原市 こども・若者計画

(令和7年度～令和11年度)

令和8年3月



# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の対象.....	3
5 他計画との整合性.....	4
6 SDGsの目標達成に向けた取り組み.....	5
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>6</b>
1 基本理念 .....	6
2 基本目標 .....	6
3 施策の体系.....	7
<b>第3章 施策の展開</b> .....	<b>8</b>
基本目標1 すべてのこども・若者が安全・安心に暮らし、心身ともに健やかに 成長できるまち .....	8
基本目標2 こども・若者が学びや体験を通して自分らしく成長し、社会的に 自立できるまち .....	16
基本目標3 困難を抱えるこども・若者を誰一人取り残さず支えるまち.....	25
<b>第4章 計画の推進体制</b> .....	<b>31</b>
1 地域社会の役割.....	31
2 計画の進行管理.....	32

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

近年、少子化の進行、価値観やライフスタイルの多様化、情報化社会の進展などにより、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。本市においても、学習や進路、不登校やひきこもり、心身の健康、社会的孤立など、子ども・若者が抱える課題は複雑化・多様化しており、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援が求められています。

国においては、令和5年4月に「子ども家庭庁」が発足しました。すべての子ども・若者が個人として等しく健やかに成長でき、自身の置かれた環境などに左右されず、その権利が擁護され、幸せな状態で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指しています。子ども施策を社会の真ん中に据え、すべての子ども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会の実現を目指し、子ども基本法を施行するとともに、「子ども大綱」が策定されました。これにより、子ども・若者を権利の主体として尊重し、その最善の利益を第一に考えた施策を総合的に推進していくことが求められています。

本市ではこれまで、教育、福祉、保健など各分野において、子ども・若者の健やかな成長を支える取り組みを進めてきましたが、すべての子ども・若者が安心して学び、成長し、社会の一員として自立していくためには、分野横断的な支援体制の構築と、居場所づくりや社会参加の促進などを一体的に推進していく必要があります。

このため、本計画は、子ども・若者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものであり、子ども・若者が自分らしく成長し、将来にわたって地域でいきいきと暮らしていくことができるまちの実現を目指します。

#### 本計画における「子ども」の表記について

本計画においては、令和5年4月に子ども家庭庁の発足と同時に施行された「子ども基本法」の理念に基づいて、「子ども」という表記を用いることを基本とします。

ただし、個別の法律に関する内容や一部の固有名詞については、それらに基づいて「子ども」「児童」等の表記を用いることとします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法の理念および「こども大綱」を踏まえ、本市におけるこども・若者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置付けます。また、本計画は、本市の最上位計画である牧之原市総合計画を上位計画とし、教育、福祉、保健等に関する関連計画との整合と連携を図りながら推進します。

さらに、本計画は、こども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援を実現するため、既存の子ども・子育て支援事業計画等と相互に連携・補完しながら、本市におけるこども・若者施策の方向性を示す計画として位置付けます。

なお、本計画は、「第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に推進することで、こども基本法に基づく「牧之原市こども計画」を構成するものとし、

## 3 計画の期間

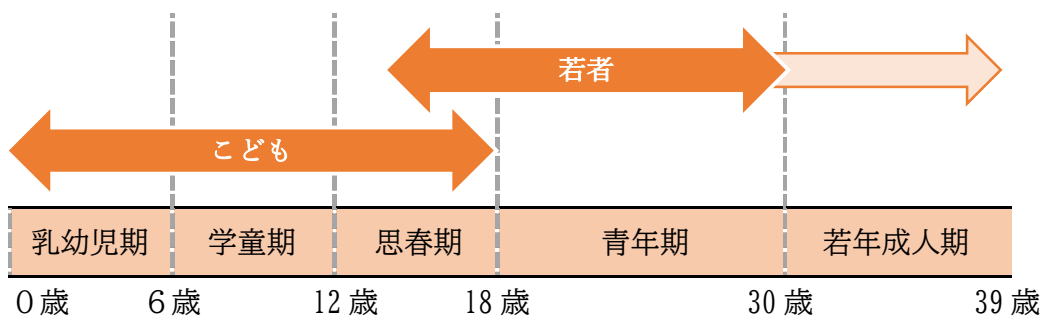
本計画の期間は、「第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画」とあわせ、令和11年度までとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2次牧之原市総合計画 (H27～R4)			第3次牧之原市総合計画							
第3次牧之原市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画 (H31～R5)				第4次牧之原市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画					次期計画 ※ 予定	
第2期牧之原市子ども・子育て支援事業計画					第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画					次期計画 ※ 予定
						牧之原市こども・若者計画 (本計画)			次期計画 ※ 予定	
						牧之原市こども計画			次期計画 ※ 予定	

## 4 計画の対象

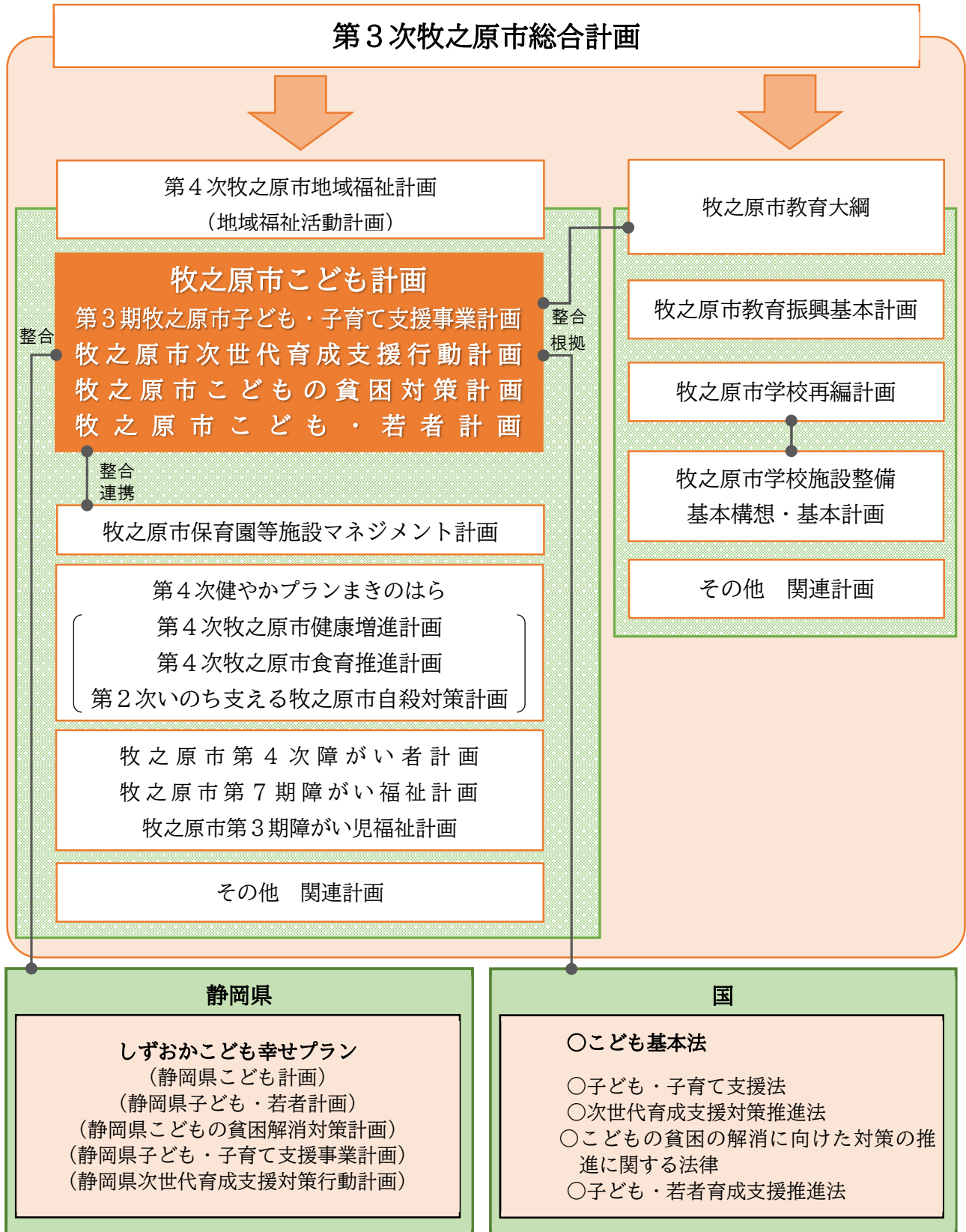
本計画における「こども」とは、こども基本法の規定に基づき、心身の発達過程にある者をいい、年齢によって必要な支援内容が異なることを踏まえ、おおむね18歳未満を基本とします。

また、「若者」とは、社会的自立に向けた移行期にある者をいい、おおむね思春期から30歳代までを対象とします。ただし、就学、就労、ひきこもり、不登校、障がいのある方への支援など、個々の状況に応じて継続した関わりが必要となる場合には、年齢によって一律に区切ることなく、柔軟に対応します。



## 5 他計画との整合性

本計画は、国や県の関連計画との整合のもとで推進します。また、本計画の上位計画にあたる「第3次牧之原市総合計画」および「第4次牧之原市地域福祉計画（地域福祉活動計画）」などと整合を図るとともに、「健康増進計画」や「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」など、ほかの福祉分野の計画との整合・調和を図ります。



## 6 SDGsの目標達成に向けた取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）は、Sustainable Development Goalsの略であり、平成27年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12年までの国際目標です。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現を目標とした17のゴールと169のターゲットで構成されており、社会・経済・環境にまたがる多くの課題への、総合的な取り組みを求めるものです。

本計画の上位計画である「第3次牧之原市総合計画」では、SDGsを推進するとしていることから、本計画においても、SDGsを踏まえて各施策を推進するものとします。

本計画と主に関連のあるSDGsのゴールは次の7つです。



貧困をなくそう



すべての人に健康と福祉を



質の高い教育をみんなに



ジェンダー平等を実現しよう



人や国の不平等をなくそう



平和と公正をすべての人に



パートナーシップで目標を達成しよう

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

国の「こども大綱」が目指している「こどもまんなか社会」は、こども・若者が自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かせるようになることや、こどもを産み育てたいと考える個人の希望が叶うことによって、こども・若者と子育て当事者の幸福を追求することを重要視しています。そして、その結果として少子化・人口減少の流れを転換し、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにより、こども・若者と子育て当事者をはじめとするすべての人にとって社会的価値が創造され、その幸福が高まることを最終的な目標としています。

この目標を達成するために、こども・若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、その健やかな成長を地域全体で後押しすることが、今後のこども・子育て施策において求められています。

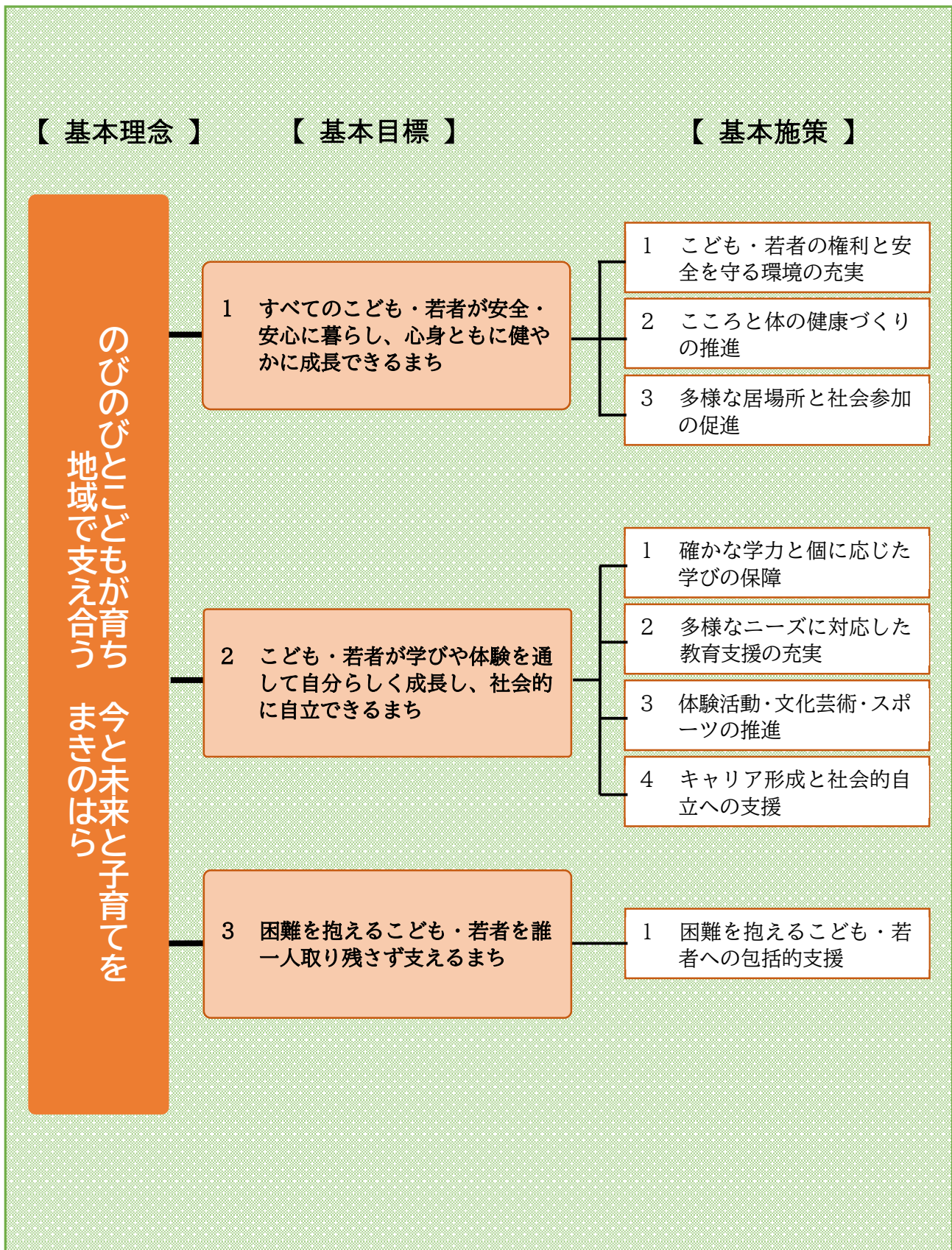
「第2期牧之原市子ども・子育て支援事業計画」では、「のびのびと子どもが育ち 今と未来と子育てを 地域で支え合う まきのはら」を基本理念に掲げ、こども・子育て施策の推進を図ってきました。この基本理念に込められたメッセージは、「こどもまんなか社会」が目指す目標を実現するうえで求められている「こども・若者の健やかな成長を地域全体で後押しする」ことを体現したものであり、「第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画」においても、この基本理念を引き継ぎ、こどもを産み育てやすいまちづくりを推進していくものとしています。

よって、本計画においても、この基本理念を引き継ぎ、こども・若者が自分らしく成長し、将来にわたって地域でいきいきと暮らしていくことができるまちづくりを推進していくものとします。

#### 基本理念

のびのびと子どもが育ち 今と未来と子育てを  
地域で支え合う まきのはら

## 2 施策の体系



## 第3章 施策の展開

### 【基本目標1】すべての子ども・若者が安全・安心に暮らし、心身ともに健やかに成長できるまち

#### ●● 現状と課題 ●●

- 本市では、地域や学校、関係機関が連携した見守り活動や防犯・交通安全対策、健康教育の推進などにより、子どもが安全に生活できる環境づくりを進めてきました。また、医療体制の確保や相談窓口の周知、児童館や地域の交流の場の整備などにより、子どもが安心して過ごし、健やかに成長できるための取り組みを実施しています。さらに、地域活動や体験活動への参加機会の創出を通じて、子どもの社会性や自己肯定感を育む環境づくりを進めてきました。
- 家庭や地域のつながりの希薄化、生活様式の変化などにより、子どもを取り巻く環境は多様化しています。こころの健康や性に関する正しい知識の習得、インターネット利用に伴う課題への対応、孤立しがちな子どもへの居場所の確保など、新たな支援ニーズも顕在化しています。
- 子ども・若者が自らの権利の主体として尊重され、安心して助けを求めることができる環境づくりを一層進める必要があります。そのためには、防犯・交通安全対策や生活環境の整備を継続するとともに、地域全体で子どもを見守る体制の充実と担い手の確保が求められます。また、こころと体の健康づくりについては、発達段階に応じた継続的な支援と、相談しやすい環境の整備が重要です。
- 家庭や学校以外にも安心して過ごせる多様な居場所を確保し、子どもが地域の中で役割やつながりを実感できる機会を充実させることが必要です。支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるための関係機関の連携強化も課題となっています。

#### 基本施策1 子ども・若者の権利と安全を守る環境の充実

- すべての子ども・若者が安心して生活し、自らの権利が守られていると実感できる環境づくりを進めます。地域・学校・関係機関が連携し、防犯体制の強化や交通安全対策、危険箇所の情報共有などを推進するとともに、見守り活動や声かけを通じて、日常の中で子どもを支える仕組みを充実させます。
- 子ども自身が危険を回避する力を身につけるための学びを促進し、主体的に安全を確保できる力を育みます。
- 公園や通学路などの生活環境の安全性と快適性の向上を図るとともに、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。家庭・地域・関係機関の連携による早期把握

と支援につなぐ体制を整えることで、こども・若者を取り巻くリスクの未然防止と、誰一人取り残されない安全・安心な地域社会の実現を目指します。

### ●● 主な取り組み ●●

「子ども110番の家」設置事業	
牧之原警察署と連携し、こどもの緊急避難先である「子ども110番の家」を市内全域に設置します。また、各学校にて「子ども110番の家」について説明し、周知を図るとともに、保護者や地域の方々にも周知することで、新たな登録先の確保を図ります。	学校教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
警察署と連携して実施	警察署と連携して実施
防犯体制整備事業	
小学生に防犯ブザーを配布するとともに、体験型防犯講座「あぶトレ」などを通じて防犯意識の向上と防犯ブザーの適切な活用方法の周知を図ります。また、スクールガードリーダーによる防犯活動を実施するとともに、その活動内容の周知を通じてスクールガードリーダーの担い手の確保を図ります。	学校教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
市内全小学校にて実施	市内全小学校にて実施を継続
青色防犯パトロール事業	
小中学生の下校時間帯等において、青色防犯パトロールを実施し、こどもの安全確保と非行防止を図ります。	危機管理課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
実施	年間100回以上の実施
青少年健全育成事業（青少年健全育成推進員・登下校見守りボランティア）	
青少年の健全育成を図るため、地域でのあいさつ運動や軒先運動、登下校時の見守り、防犯パトロール等の青少年を見守る活動を実施します。	社会教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
実施	○あいさつ運動（年2回） ○防犯パトロール（年2回） ○軒先運動（通年）の実施を継続

危険箇所情報提供事業	
警察等と連携しながら、犯罪や事故等が発生した危険箇所について情報を提供します。	危機管理課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
実施	月1回実施
交通安全啓発事業	
こどもの交通安全意識の向上を図るため、牧之原警察署と連携し、市内の全小中学校にて交通ルールについての講義や自転車の乗り方に関する講習等の交通安全教室を実施します。	学校教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
市内全小中学校にて実施	市内全小中学校での実施を継続
交通安全施設整備事業	
通学路の安全の確保を通じて、こどものみならず市民全体を交通事故の危険から守るため、交通安全施設（カーブミラー、区画線、安全柵等）の設置・整備を推進します。	建設課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
交通安全施設の設置・整備を実施	実施を継続
生活道路整備事業	
ユニバーサルデザインの視点に立った、通学路等の道路・歩道の整備・補修を進めます。	建設課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
生活道路の整備を実施	実施を継続
商店等立ち入り調査事業	
青少年による商店の深夜利用について、コンビニエンスストアや書店等の商店等立ち入り調査を実施します。	社会教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
実施	年1回の実施を継続
民生委員・児童委員声かけ事業	
民生委員・児童委員による、子育て家庭への積極的な声かけと見守り活動を行います。	社会福祉課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
小学校の登下校時の見守り活動の実施	小学校の登下校時の見守り活動を継続

公園緑地管理事業	
市内の公園を充実した機能と高い安全性を併せ持ったものとするため、施設・遊具の定期的な点検等や計画に沿った公園の整備を進めます。	公園公共建築課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
定期的な点検と計画に沿った整備改修の実施	定期的な点検と計画に沿った整備改修を継続

## 基本施策2 こころと体の健康づくりの推進

- こども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、発達段階に応じた切れ目のない健康教育と相談支援体制を充実させます。
- 学校・家庭・地域・医療機関が連携し、こころの教育、性や健康に関する正しい知識の普及、SOSを出しやすい環境づくりを進めることで、自己肯定感を高めながら主体的に自分の心身を守る力を育成します。
- 安心して医療を受けられる地域医療体制の確保とともに、支援が必要なこどもの早期発見と適切な支援につなぐ仕組みを強化します。
- 生活習慣や健康課題の予防的な取り組みを推進し、すべてのこどもが健やかに成長できる地域環境の形成を目指します。

### ○● 主な取り組み ●○

学校でのこころの教育	
道徳の授業を通して、他者を思いやる心や規範意識、情報モラルなどの社会に出るうえで必要な能力を養成します。また、信頼できる大人や相談機関に助けを求めることの重要性について伝える「SOSの出し方教育」を実施するとともに、教職員に対し、こどものSOSのサインへの気付きを高めるための研修を実施します。加えて、「こころの健康相談統一ダイヤル」などの、こどもがSOSを発信する先となる相談窓口について周知します。	学校教育課 健康推進課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
「SOSの出し方教育」を3回実施 相談窓口等の周知	相談窓口等の周知をはじめ、児童・生徒が相談しやすい雰囲気づくりの実施を継続

思春期講座	
<p>プレコンセプションケアの一環として、中学3年生を対象に、産婦人科医によるライフデザインや性行為および性感染症、望まない妊娠への対応等に関する講座を実施し、妊娠・出産や性についての正しい理解を促進します。</p>	健康推進課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
市内全中学校（3校10クラス）で実施	市内全中学校で実施

幼児プライベートゾーン教育	
<p>幼児期からのプレコンセプションケアとして、保育園・認定こども園の保育士と連携しながら、幼児へのプライベートゾーン教育を実施することで、性をポジティブに捉えられる意識の土台づくりを図ります。</p>	健康推進課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
モデル園1園で実施	市内全保育園・認定こども園で実施

健康被害防止啓発事業	
<p>市内の小中学校において保健体育の授業等を活用し、たばこの害や薬物乱用防止に関する講座を開催し、こどもの健康被害防止を図ります。</p>	学校教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
市内全小中学校において 年1回開催	市内全小中学校において 年1回開催を継続

医療体制整備事業・地域医療対策事業	
<p>こどもが地域で安心して医療を受けることができるよう、夜間・休日の診療を含む医療提供体制を整備します。また、地域の魅力の発信等を通じて、医療従事者の確保を図ります。</p>	健康推進課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
休日当番医の実施 救急医療センターによる夜間診療の実施 榛原総合病院における小児診療の充実	体制を継続するとともに、近隣の各病院との連携を推進する

地域医療振興事業	
医師等が本市にて開業する際、土地・建物・設備等の整備に必要な資金を助成します。また、より活用しやすい制度となるよう、補助金交付要綱の見直しを図ります。	健康推進課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
平成28年度から令和5年度までに 交付3件	継続 (活用しやすい開業資金補助制度の導入)

安全確認が必要な児童の把握	
乳幼児健康診査の未受診者や未就園児、就学していない児童などの実態の把握に努めるとともに、未受診者への受診勧奨や、家庭に必要な支援につなげるための体制構築に努めます。	福祉相談課 健康推進課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
制度に基づいて実施	制度に基づいて実施

### 基本施策3 多様な居場所と社会参加の促進

- こども・若者が家庭や学校以外にも安心して過ごせる居場所を持ち、自分らしく成長できる環境づくりを進めます。児童館や第三の居場所、こども食堂、多世代交流の場などを通じて、孤立を防ぎ、こども一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を行います。
- 居場所を拠点として学習支援や生活習慣の形成、相談支援を行い、困難を抱えるこどもと家庭を早期に支援につなげます。
- 地域活動や体験活動への参加を促進し、こどもが社会の一員として役割を担う機会を創出します。地域の人との関わりの中で自己有用感や自己肯定感を育み、主体的に社会に参画する力を養うことで、将来にわたって地域とつながり続ける基盤を形成します。

#### ○● 主な取り組み ●○

児童館運営事業	
就学前から18歳までの幅広い児童・生徒を対象に、児童館を運営します。また、こどもたちへの健全な遊びの機会の提供を通じて、心身の健康を増進するとともに、豊かな情操を養成することを目的とした事業を実施します。	福祉相談課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
1館を運営	1館の運営を継続

児童育成支援拠点事業（子ども第三の居場所事業）		
<p>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱えるさまざまな課題に応じて、生活習慣の形成や学習支援、進路等に関する相談支援等を行うことで、児童および家庭の状況を把握し、関係機関等の連携を含めて児童一人ひとりに応じた支援を包括的に提供します。</p>		福祉相談課
現状（令和6年度）		目標（令和11年度）
開設準備中（建設中）		開所 3回/週 受け入れ人数 7人以上/日
多様なサロン事業（社会福祉協議会事業）		
<p>こどもから高齢者まで、多世代が交流することのできる機会づくりを支援します。</p>		社会福祉課 (社会福祉協議会)
現状（令和6年度）		目標（令和11年度）
高齢者とこどもたちの交流会を実施		多様な交流の場の提供を継続
こども食堂への支援		
<p>貧困世帯のこどもや、家庭においてひとりで食事を取っているこどもに対し、ボランティアが主体となって食事と居場所を提供する「こども食堂」の、運営への補助を行います。また、周知を通して利用促進を図ります。</p>		福祉相談課
現状（令和6年度）		目標（令和11年度）
市ホームページに実施団体を掲出して周知		市ホームページに実施団体を掲出して周知のうえ、当該団体への補助事業を実施
こどもがつくるまち事業		
<p>仮想都市で社会の仕組みなどを学ぶ機会を通して、こどもたちの自主性・社会性を育てます。</p>		社会教育課
現状（令和6年度）		目標（令和11年度）
年1回の実施		年1回の実施を継続

地域活動参加促進事業	
起郷家プログラムの一環である「命と防災」についての事業を通じて、小中学生の地域防災訓練への参加を促進します。また、地域の良さを見つける活動である「アースランチ」を通じて、地域行事に参加することの意義や地元の魅力、地域の人とのつながりの大切さを伝え、地域の祭典や清掃・奉仕活動への参加促進を図ります。	学校教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防災訓練への参加呼びかけ</li> <li>○総合的な学習の時間における地域の方と 児童・生徒の学び合いの機会の設定</li> <li>○市内全校（小5）で「アースランチ」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防災訓練への参加呼びかけ</li> <li>○総合的な学習の時間における地域の方と 児童・生徒の学び合いの機会の設定</li> <li>○市内全校（小5）で「アースランチ」実施</li> </ul>

自己肯定感を高める取り組み	
こどもたちが学校以外の場において自分の役割や得意なことを見つけ、自己肯定感を高めることにつながるよう、地域住民とかわることでできる機会を充実させていきます。	学校教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
市内小中学校のCSD（コミュニティスクールディレクター）と協力してさまざまな場面で実施	市内小中学校のCSD（コミュニティスクールディレクター）と協力してさまざまな場面での実施を継続

## 【基本目標2】子ども・若者が学びや体験を通して自分らしく成長し、社会的に自立できるまち

### ○● 現状と課題 ●○

- 本市では、学習支援員や ICT 環境の整備、放課後学習支援などにより、基礎学力の定着と個に応じた学びの充実を図ってきました。また、特別支援教育や教育相談体制の整備、不登校児童生徒への支援など、多様なニーズに対応した教育環境の構築を進めています。加えて、自然体験活動やスポーツ、読書活動、キャリア教育などの体験的な学びを通じて、こどもの興味・関心を広げ、社会性や主体性を育む取り組みを推進しています。
- 児童生徒の学習状況や生活背景の多様化、発達に課題のあるこどもの増加、不登校の長期化傾向など、教育的支援を必要とするケースは増加しています。また、将来の進路や職業観を育むための学びと地域社会との結びつきを、より一層強化していくことが求められています。
- すべてのこどもが自分に合った学びを得られるよう、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る必要があります。そのためには、ICT の効果的な活用や専門人材との連携による指導体制の強化が重要です。また、不登校や発達に課題のあるこどもなど、多様なニーズに対応した切れ目のない支援体制の構築が求められます。
- 体験活動やキャリア教育を通じて、こどもが社会とのつながりを実感しながら将来を主体的に考える力を育むことが必要です。学校・家庭・地域・関係機関が連携し、実社会と結びついた学びを充実させることが課題となっています。

### 基本施策1 確かな学力と個に応じた学びの保障

- すべての児童生徒が基礎的・基本的な学力を確実に身につけ、自分の特性や興味に応じて学びを深められる教育環境を整備します。
- ICT の効果的な活用や専門人材の配置により、授業の質の向上と個別最適な学びを推進するとともに、放課後等の学習支援を通じて学びの機会を保障します。
- 読書活動の充実や理科教育の支援など、多様な学びの入口を広げ、学習への意欲と理解を高めます。
- 日本語指導や言語指導など、多様な背景や特性を持つ児童生徒への支援を充実させ、誰もが安心して学べる環境を実現します。専門職や関係機関との連携による継続的な支援を通じて、学びの困難さを抱えるこどもも取り残さない教育を推進します。

●● 主な取り組み ●●

理科支援員配置事業	
市内のすべての小学校に理科支援員を配置し、実験の準備やこどもの学習支援を通じた理科の授業の質の向上を図ります。	
学校教育課	
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○理科支援員4名の配置</li> <li>○理科の授業を 「わかる」と回答した小学生 95% 「楽しい」と回答した小学生 90% (参加者アンケート・令和5年度実績)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○継続して配置（生徒数に応じて配置）</li> <li>○理科の授業を 「わかる」と回答した小学生 100% 「楽しい」と回答した小学生 100% (参加者アンケート)</li> </ul>
ICT活用推進事業	
ICTを活用した授業の実践を図るため、児童・生徒に一人1台ずつのタブレット端末の支給や、ICT支援員による機器の使い方・管理へのサポート、学校施設におけるWi-Fi環境の整備、プログラミング教育の推進等に取り組みます。また、学習内容のさらなる向上に向けて、AI機能等も活用した効果的な学習支援ソフトの導入等についても検討していきます。	
学校教育課	
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○一人1台端末の導入</li> <li>○ICT支援員の配置</li> <li>○校内Wi-Fi整備</li> <li>○モバイルWi-Fiルーターの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全校にICT支援員の配置</li> <li>○AIドリル・生成AIソフトの導入</li> <li>○特別教室を含む全教室へのWi-Fi整備</li> </ul>
学習支援サポーター配置事業	
児童・生徒の基礎学力の定着に向けて、学習支援サポーターを各小中学校に配置し、児童・生徒の特性に応じた学習支援を行います。また、学習支援サポーターの指導力向上に向けた研修等を実施します。加えて、学習支援サポーターと各学校の教職員の連携強化を図ります。	
学校教育課	
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習支援サポーター23名の配置</li> <li>○「わかるようになった」 小学生：96%、中学生：94% (参加者アンケート・令和5年度実績)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習支援サポーター25名程度の配置</li> <li>○「わかるようになった」 小学生：95%、中学生：95% (参加者アンケート)</li> </ul>

児童放課後学習支援事業（放課後子ども教室）	
小中学校において、放課後の時間を活用し、学校の教室において学習支援サポーターと連携しながら学習支援や学習相談を行い、基礎的な内容を身につけるための場を提供していきます。	学校教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
「わからないことがわかるようになった」 小学生：93%、中学生：91% （参加者アンケート・令和5年度実績）	「わからないことがわかるようになった」小学生：95%、中学生：95% （参加者アンケート）
学校図書館司書配置事業	
学校図書館専門の司書を配置し、図書館の整備や本の貸し出し業務、学校の授業における本・資料の活用への支援を行います。	学校教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
学校司書5名の配置	学校司書5名の配置を継続
外国人児童生徒教育支援事業	
日本語での会話や読み書き等に支援を必要とする外国籍の児童・生徒に対し、学習への適応指導を図るため、相談員による日本語習得への支援および学習支援、保護者に対する相談支援を行います。対応が必要な言語が増加していることを踏まえて、新たに開校した日本語初期支援教室と連携した支援を図ります。	学校教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
○初期支援教室「いっぼ」との連携（定員15名） ○バイリンガル相談員3名の配置	○初期支援教室「いっぼ」の定員維持 ○バイリンガル相談員3名の配置を継続
言語指導教室（ことばの教室）	
構音障がいなどがある園児・児童のことばの遅れの解消を図るため、発音訓練・言語指導等を行う言語指導教室（ことばの教室）を実施します。また、改善がみられない園児・児童については、臨床心理士や保健師等の専門職との連携による適切なアセスメントを行うとともに、必要となる支援へのつなぎを図ります。	学校教育課 福祉相談課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
支援を必要とする園児・児童に対し実施	支援を必要とする園児・児童に対し実施を継続

## 基本施策2 多様なニーズに対応した教育支援の充実

- 発達や不登校、家庭環境など、さまざまな背景を持つ子ども一人ひとりの状況に応じた支援体制を構築します。
- 専門職による巡回相談や教育相談、スクールソーシャルワーカーの配置などにより、福祉的視点を取り入れた包括的な支援を行い、学校復帰や社会的自立に向けた伴走型支援を推進します。
- コミュニティ・スクールの運営や学校再編による教育環境の整備を通じて、地域とともに子どもを育てる体制を強化します。
- 学校・家庭・地域・関係機関が連携し、すべての子どもが安心して学び続けることのできる包摂的な教育環境の実現を目指します。

### ●● 主な取り組み ●●

特別支援教育推進事業	
特別支援教育体制の充実を図るため、臨床発達心理士等の発達障がい専門家による巡回学習相談を市内の保育園・こども園、小中学校において実施し、発達に課題のみられる児童・生徒の観察や就学支援への助言、検査等を行います。発達に課題のみられる子どもが増加している現状を踏まえて、支援体制の充実に努めます。	学校教育課 福祉相談課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
すべての公立園において、年1回、専門家による巡回相談・アドバイザー事業の実施	すべての公立園において、年1回、専門家による巡回相談・アドバイザー事業の実施を継続
教育支援センター推進事業	
教育支援センター「フルール」を設置し、学校生活への不適應を起こしている児童・生徒や不登校状態にある児童・生徒に対し、学習機会を提供します。また、教育相談員・巡回相談員・臨床心理士等の専門職を配置して、教育相談に応じ、当該児童・生徒の学校への復帰や希望する進路の実現を支援します。	学校教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
教育相談員4名、巡回相談員1名、臨床心理士1名を配置	教育相談員4名、巡回相談員1名、臨床心理士1名の配置を継続 スクールカウンセラー、フリースクール等との連携協議会を実施

スクールソーシャルワーカー配置事業	
<p>社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的な資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、長期間の欠席や不登校、問題のある児童等に関するケース会議を中心とした福祉的視点に立ったアセスメント・プランニング等の手法を用いて児童・生徒および保護者を支援します。また、養育環境に課題のみられる子育て家庭については、関係機関へのつなぎを図りながら、学校と連携した支援を行います。</p>	学校教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
スクールソーシャルワーカー1名の配置	スクールソーシャルワーカー1名の配置を継続
いじめ問題対策連絡協議会	
<p>いじめ事案等への迅速な対応と被害の拡大防止、再発防止を図るため、対策連絡協議会において関係機関との連携・情報共有・対応の検討等を図ります。</p>	学校教育課 福祉相談課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
年1回開催	年1回の開催を継続
新しい学校づくり事業	
<p>安全・安心で時代に対応した教育環境の実現を図るため、「未来の子どもたちの新しい学校づくり計画（学校再編計画）」や「牧之原市義務教育学校施設整備基本構想・基本計画」に基づき、2校の義務教育学校を設置に向けた取り組みを推進します。</p>	学校再編推進室
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
計画に基づき実施	計画に基づき実施 （ 榛原地域：令和12年度開校予定 相良地域：令和15年度開校予定 ）
学校支援地域本部事業	
<p>コミュニティ・スクールの整備や今後の義務教育学校開校等を踏まえながら、地域と学校の連携による、よりよい教育環境の整備を図ります。</p>	社会教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
市内全小中学校にCSD（コミュニティスクールディレクター）を配置	義務教育学校の開校に向け、市内全小中学校のCSD（コミュニティスクールディレクター）を含めた会議の場を設置

子どもの学びを共有できる場の創設・コミュニティ・スクールの運営	
市内の全小中学校について、保護者や地域住民で構成される学校運営協議会の意見を踏まえながら運営するコミュニティ・スクールとし、地域とともにある学校を目指します。	学校教育課 社会教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
年間3～4回の学校運営協議会を実施	各校の活動を継続するとともに、再編後のコミュニティ・スクールのあり方についても検討する

放課後等デイサービス事業	
就学している児童に対し、放課後等デイサービス事業所において、学校での授業終了後や長期休暇期間に、生活能力の向上に必要な訓練等を行います。	社会福祉課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
実施（定員80人/日）	ニーズに応じた定員の確保

### 基本施策3 体験活動・文化芸術・スポーツの推進

- 自然体験や文化芸術、スポーツ活動などの多様な体験機会を提供し、こども・若者の豊かな感性と社会性を育みます。
- 地域の人材や資源を活用した学習活動を通じて、学校の学びと地域での学びを結びつけ、主体的に学び続ける力を育成します。
- 世代を超えた交流や生涯学習の視点を取り入れた取り組みを推進することで、こどもが地域の中で多様な価値観や役割に触れる機会を創出します。これにより、自分の可能性を広げ、将来の生き方や社会との関わり方を主体的に考える力を養います。

#### ●● 主な取り組み ●●

子ども自然体験推進事業	
土曜日・日曜日に市内の小中学生を対象に、自然体験等を行う教室を開催します。	社会教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
活動団体 5団体 「子どもまきのはら塾」に替わり、 令和6年度から開始	活動団体 5団体 継続して活動を推進・支援

市民学習推進事業	
こどもの成長促進を図るため、地域で大人と交流しながら、さまざまな学習活動や自然体験活動に参加できる機会を充実させていきます。また、こどもに限らず、生涯学習の一環として市民が文化芸術・教養・スポーツなどについて学ぶことのできる「まきのほら塾」を開講し、こどもの学びを促進します。	社会教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
過去の参加者を対象にアンケートを実施し、意見を取り入れたカリキュラムを策定	カリキュラムに基づき、まきのほら塾の子ども講座の充実、体験学習事業、郷土を慈しむ心を育てる事業を実施
スポーツ推進事業	
スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携しながら、体操教室や水泳教室、地区でのスポーツ大会等のこどもがスポーツを体験できる機会を提供します。	スポーツ推進課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
年 14 事業	年 16 事業
本に親しむ環境整備事業	
図書館での読み聞かせ会の開催や、市民読書活動推進団体「よもーね！マキノハラ」による市内各所での読み聞かせ活動等を通じて、こどもたちが本に親しむ環境づくりを図ります。	社会教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
図書館での読み聞かせ会の開催（月1回）および市民読書活動推進団体「よもーね！マキノハラ」の活動支援を実施	図書館での読み聞かせ会の開催（月1回）および市民読書活動推進団体「よもーね！マキノハラ」の活動支援を継続
図書館機能の充実	
図書交流館「いこっと」、文化の森図書館「いろ葉」および移動図書館「ひまわり号」の運営により、こどもの読書環境を支えます。	社会教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
図書交流館・文化の森図書館所蔵図書の学校貸出（各校1回以上）および移動図書館の小学校巡回（各校月1回）を実施	図書交流館・文化の森図書館所蔵図書の学校貸出（各校1回以上）および移動図書館の小学校巡回（各校月1回）を継続

読書体験を豊かにするための図書館イベントの開催	
こどもたちの興味を引きやすい図書館の特集展示を実施するとともに、展示に関連した工作教室などのイベントを開催し、こどもたちが図書に触れ、読書を楽しむ機会を提供します。	社会教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
毎月の特集展示の更新 特集展示に関連した工作教室などの イベントの開催	特集展示の毎月更新および展示と連携 してのイベントを継続

#### 基本施策4 キャリア形成と社会的自立への支援

- こども・若者が自らの将来を主体的に描き、社会的・職業的に自立していくことができるよう、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進します。職場見学や職業体験、地域人材との関わりを通じて、働くことの意義や地域社会とのつながりを実感できる学びを充実させるとともに、9年間を見通したキャリア教育プログラムにより、自己理解や他者理解、課題解決力、情報活用能力など、社会で必要とされる資質・能力の育成を図ります。
- 英語教育の充実や体験的な学習機会の提供により、多様な価値観や文化に触れ、将来の選択肢を広げる力を養います。
- 妊娠・出産や子育てに関する学びや乳幼児とのふれあい体験を通じて、命の大切さや家庭を築くことへの理解を深め、ライフデザインを主体的に考える力を育みます。地域・学校・関係機関が連携し、実社会と結びついた学びを推進することで、こども・若者が自分らしい生き方を選択し、地域社会の担い手として成長していくことを支援します。

#### ○● 主な取り組み ●○

職場見学・職業体験事業	
こどもたちのキャリア観形成を図るため、市内の企業・事業所・公共施設等の協力のもと、小中学生の職場見学・職業体験を実施します。また、本市が目指すキャリア教育の目的を踏まえて、事業の取り組み内容について検討を図ります。	学校教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
小学校：3年生社会科・生活科において地域の企業等での見学・体験を実施 中学校：職業体験を実施	キャリア教育プログラム（起郷家教育） で、実践する

英語力向上サポート事業	
<p>A L T（外国人英語指導助手）を市内の小中学校に配置するとともに、長期休暇等を利用したイングリッシュキャンプを企画・実施します。</p>	学校教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
A L T 5名の配置およびイングリッシュキャンプの実施	A L T 5名の配置およびイングリッシュキャンプの実施を継続
牧之原市版キャリア教育「起郷家教育」の推進	
<p>将来社会的・職業的に自立し、活躍していくうえで必要となる自己や他者を理解する力、コミュニケーションスキル、情報が適切に活用できる力、学ぶことや働くことの意義を理解する力等をこどもたちが段階的に身につける小中学校9年間のプログラム「起郷家教育」を推進します。</p>	学校教育課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
段階的な実施	段階的な実施を継続
未来のパパママ子育て体験事業Ⅰ	
<p>プレコンセプションケア（将来的な妊娠を踏まえた健康づくり）の一環として、中学生を対象に、助産師による妊娠や出産の仕組みについての学習や妊婦体験等を実施します。また、パパママのゲストを招き、妊娠中の体験や気持ちについて話を聞くことで、妊婦への理解や正しい配慮について学ぶ機会とします。</p>	健康推進課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
市内全中学校（3校10クラス）で実施	市内全中学校で実施
未来のパパママ子育て体験事業Ⅱ（保育体験）	
<p>こどもと接することの喜びや命の大切さを学び、子育てについてのイメージを描き未来の親を育てる取り組みとして、中学3年生を対象とした乳児とふれ合う子育て体験会を開催します。</p>	健康推進課 福祉相談課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
市内全中学校（3校10クラス）で実施	市内全中学校で実施

## 【基本目標3】 困難を抱える子ども・若者を誰一人取り残さず支えるまち

### 〇● 現状と課題 ●〇

- 〇本市では、就学援助や学習・生活支援、食料支援などにより、経済的困難を抱える家庭への支援を行うとともに、こども家庭センターを中心とした相談支援体制の整備を進めてきました。また、要保護児童等対策地域協議会による関係機関の連携や、家庭児童相談、親子関係形成支援などを通じて、虐待の未然防止と早期対応に取り組んでいます。障がいのある子どもや医療的ケア児についても、療育や福祉サービスの提供などにより、地域での生活を支える体制の構築を進めています。
- 〇経済的困難や児童虐待、ヤングケアラーなどの課題は複合化・複雑化しており、家庭だけでは解決が困難なケースも見られます。また、支援制度の存在が十分に届いていない家庭や、支援につながりにくい子ども・若者への対応も求められています。
- 〇困難を抱える子ども・若者を早期に把握し、切れ目なく支援につなげるため、福祉・保健・医療・教育・地域が連携した包括的な支援体制のさらなる強化が必要です。また、経済的支援だけでなく、学習支援や生活支援、相談支援を組み合わせた伴走型支援を行うことが重要です。
- 〇障がいの有無や家庭環境にかかわらず、すべての子どもが地域で共に育ち、社会参加できるインクルーシブな環境づくりを進める必要があります。支援を必要とする子どもや家庭に確実に情報が届き、利用につながる仕組みの充実も課題となっています。

### 基本施策1 困難を抱える子ども・若者への包括的支援

- 経済的困難、虐待、ヤングケアラー、障がい、不登校、発達課題など、さまざまな困難を抱える子ども・若者を誰一人取り残さないよう、関係機関が連携した包括的かつ切れ目のない支援体制を構築します。
- 学習・生活支援や就学援助、食料支援などにより生活基盤の安定を図るとともに、要保護児童等対策地域協議会やこども家庭センターを中心とした相談支援体制の充実により、早期発見・早期対応を推進します。
- 家庭児童相談や親子関係形成支援を通じて、家庭全体を支える視点での伴走型支援を行います。
- 障がいのある子どもや医療的ケア児への支援については、発達段階に応じた療育や保育・教育環境の整備、福祉サービスの充実を図り、地域社会への参加と包容（インクルージョン）を推進します。福祉・保健・医療・教育・地域が一体となり、こ

子どもと家庭の状況に応じた支援を継続的に提供することで、将来にわたる自立と社会参加を支える基盤の形成を目指します。

### 〇● 主な取り組み ●〇

こどもの学習・生活支援事業	
家庭の経済状況により、十分な学習機会を得られないこどもに学習機会を提供し、こどもの高校進学や学歴の向上、将来の自立に向けた支援を図ります。	福祉相談課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
実施（生徒数5名）	実施（生徒数10名）
小中学校就学援助事業	
経済的理由により小中学校の教育費の負担が困難である家庭を対象に、給食費や学用品費、修学旅行費等の費用助成を実施します。	教育総務課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
制度に基づいて実施	制度に基づいて実施
フードドライブ事業	
生活困窮世帯に向けた食糧支援の一環として、回収ボックスを設置し、寄贈された食料を、フードバンクふじのくにを通じて提供するフードドライブ事業を実施します。また、社会問題となっているフードロス対策にも寄与する取り組みであることから、広報紙や市ホームページ、市公式LINEを活用した事業の周知を図ります。	社会福祉課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
広報まきのはらや市ホームページ、市公式LINE等での事業を周知する	周知を継続実施 月1回 強化月間の周知 年2回
こども食料支援事業	
こどもの貧困対策の取り組みとして、さまざまな家庭環境により支援を必要とするこどもたちを対象に、給食のない長期休暇期間の前に「フードバンク事業」を利用した食料の提供、支援制度等の情報提供や、困りごとの個別相談を行います。	福祉相談課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
夏休み・冬休み・春休みの前に延べ79世帯・164人に食料を提供（令和5年度実績）	各長期休暇前の実施を継続

要保護児童等対策地域協議会事業	
虐待の被害に遭うなどした要保護児童等への適切な支援を図るため、要保護児童等対策地域協議会にて関係機関間の情報共有や支援策の検討に係る協議等を行います。	福祉相談課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
代表者会議 1回/年 実務者会議 10回/年	代表者会議 1回/年 実務者会議 10回/年
児童虐待防止広報事業	
関係機関へのポスターやリーフレットの配布、広報紙や市ホームページの活用、民生委員・児童委員と連携した街頭活動等を通じて、児童虐待防止について周知・啓発します。	福祉相談課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
街頭啓発 4回/年 (市内スーパー4店舗)	街頭啓発 4回/年 (市内スーパー4店舗)
ヤングケアラーへの対応	
市内のヤングケアラーの実態を調査するとともに、ヤングケアラーについての周知を進めます。	福祉相談課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
生活実態に関するアンケート調査を実施 (令和6年2月)	実態調査の実施 市ホームページ等での周知および学校等への周知を実施
こども家庭センター事業	
こどもと妊産婦の健康保持についての相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」の機能と、こどもの福祉についての相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の機能を併せ持つ「こども家庭センター」を運営し、子育て家庭の悩み・不安を各部門の職員が連携・協力しながら、それぞれの家庭の状況に応じた切れ目ない相談支援を行います。	福祉相談課 健康推進課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
令和6年4月設置	実施を継続

家庭児童相談事業	
家庭児童相談員や女性相談支援員、社会福祉士、保健師等を配置し、児童虐待や家庭内暴力（DV）等に関する相談支援を行います。また、こどもがかかわる相談内容については、必要に応じて臨床心理士等と連携した対応を図ります。	福祉相談課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
相談員6名	相談員6名を引き続き確保

親子関係形成支援事業	
児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談支援・助言等を実施します。	福祉相談課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
参加者75人（令和5年度）	参加者102人

発達訓練指導教室事業	
ことばや行動の発達の遅れが気になる乳幼児を対象に、保護者とともに訓練・指導を行うことで発達を促すプレ一次療育教室「の～びのび」を実施します。また、心身の発達に軽度の遅れや障がいがあるとみられる幼児に対し、療育指導を行う一次療育教室「わかめサークル」を実施します。	福祉相談課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
実施 〔の～びのび 6回×4クール〕 〔わかめサークル 22回/年〕	実施を継続 〔の～びのび 6回×4クール〕 〔わかめサークル 22回/年〕

障がい児保育事業	
集団保育が可能な中・軽度の障がいのあるこどもの保育を、市内のすべての園で実施します。	子ども子育て課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
市内のすべての公立園および私立園で実施	市内のすべての公立園および私立園での実施を継続

児童発達支援事業	
障がいのある未就学の児童を対象に、児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。	社会福祉課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
実施（定員50人/日）	ニーズに応じた定員の確保

日常生活用具給付事業	
障がいのある児童等が、日常生活を送るうえで必要とする福祉用具等を給付・貸与します。また、対象者が事業を利用できるよう、広報紙や市ホームページなどを通じて広く周知します。	社会福祉課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
制度に基づいて実施 （令和5年度実績 80件）	制度に基づいて実施
身体障害者・児補装具給付事業	
身体障がいのあるこども（人）の身体機能を補完・代替する用具（車椅子、歩行器、姿勢保持装置、補聴器等）を給付します。	社会福祉課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
制度に基づいて実施	制度に基づいて実施
児童発達支援センター機能の確保	
児童発達支援のほか、施設の専門性を活かして地域の障がいのある児童やその家族への相談と障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行う児童発達支援センターの機能を、既存の関係機関との連携により確保します。	社会福祉課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
既存の事業所との連携により 機能を確保している	既存の事業所との連携により 機能を引き続き確保
保育所等訪問支援の活用	
障がいのある児童が日中利用している保育園や小学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援を活用しながら、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。	社会福祉課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
保育所等訪問支援の周知	保育所等訪問支援を活用した社会参加促進事例：5件
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	
重症心身障がいのある児童を支援する専門機関である児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を確保するため、市内事業所への働きかけや他市町の調整を図ります。	社会福祉課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
確保済み（一部他市町利用）	引き続き確保（一部他市町利用）

医療的ケア児への支援の推進	
<p>障害者自立支援ネットワークに設置する「重症心身障がい児者支援部会」を医療的ケア児等支援のための協議の場として位置付け、必要な支援を図ります。また、医療的ケア児等への支援において中核的役割を担う医療的ケア児等コーディネーターの役割や連携方法について、検討を進めます。</p>	社会福祉課
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
重症心身障がい児の実態把握	医療的ケア児等コーディネーターとの連携体制の構築

福祉総合相談事業（社会福祉協議会事業）	
<p>社会福祉協議会が実施する福祉総合相談において、子育てに関する相談に応じるとともに、関係機関と連携した対応を図ります。また、日々の相談業務を通じて、支援につながる地域活動についての把握を図ります。</p>	社会福祉課 (社会福祉協議会)
現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
相談事業の実施	相談事業の継続実施および各関係機関との連携強化

## 第4章 計画の推進体制

### 1 地域社会の役割

市内のあらゆる分野における子育て支援にかかわる人が、すべてのこどもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、こどもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが求められます。

#### (1) 保護者の役割

保護者は、子育てについて最も重要な責任を有しています。家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識のもと子育てについて責任を果たしていかなければなりません。また、家庭の中だけでなく保護者同士や地域の人々とのつながりを保ちながら、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。家庭、地域、子育て支援に関連する施設、こどもの生活の場を連携させ、地域コミュニティの中でこどもを育てていきます。

#### (2) 地域の役割

子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じて、保護者が子育てに不安や負担を抱えることなく喜びや生きがいを感じることができ、すべてのこどもが大事にされ、のびのびと成長できるよう地域全体で取り組みます。

#### (3) 企業（事業主）の役割

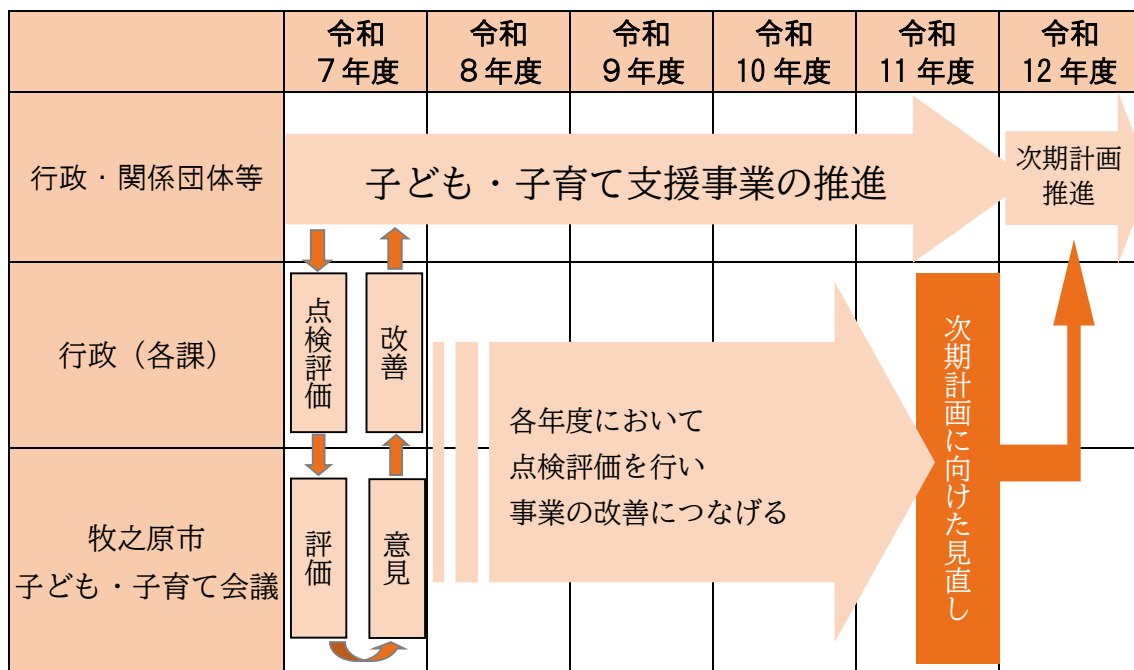
子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備に取り組みます。

#### (4) 行政の役割

こども・子育て支援を総合的に実施する主体として、現在の子育て家庭を取り巻く状況や地域、企業等の役割を踏まえ、子育て支援の質・量とも充実させるとともに、学校等の教育関係機関をはじめ関係機関と連携し、子ども・子育て支援事業の提供に取り組みます。

## 2 計画の進行管理

本計画に基づく事業を着実に推進するため、各取り組みについては、毎年度、庁内の関係部局による点検・評価および牧之原市子ども・子育て会議による評価に基づき事業改善に努め、PDCAサイクルに基づく総合的・横断的な進行管理を行います。



---

牧之原市こども・若者計画  
(令和7年度～令和11年度)

発行：牧之原市

企画・編集：牧之原市役所 社会教育課

〒421-0422 静岡県牧之原市静波 991-1

TEL：0548-53-2646 FAX：0548-53-2657

---